平成２８年（フ）第３３１号
兵庫県姫路市南今宿２番18―302号コーポしらさぎ
債務者　嶋本蘭こと　ＬＡＩ　ＣＨＩＵ　ＬＡＮ（頼　　秋蘭）
1　決定年月日時　平成28年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月28日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第３３３号
兵庫県高砂市曽根町3079番地の10
債務者　中川　暢了
1　決定年月日時　平成28年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月28日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第３３４号
兵庫県高砂市曽根町3079番地の10
債務者　中川　美恵
1　決定年月日時　平成28年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月28日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第２６０号
奈良県生駒郡斑鳩町興留９丁目６番45―206号
債務者　岡田　英朗
1　決定年月日時　平成28年９月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月28日まで
奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第９０号
鳥取県西伯郡南部町猪小路21番地、前住所鳥取県米子市皆生新田３丁目24番24号　102号
債務者　岡田　真弓（旧姓淀瀬）
1　決定年月日時　平成28年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月28日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２８年（フ）第１１５号
鳥取県米子市東福原３丁目８番56号、前住所島根県浜田市長沢町1654番地17
債務者　太田ひとみ
1　決定年月日時　平成28年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月28日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２８年（フ）第５６１号
広島市安佐南区高取北４丁目９番11号
債務者　田中美千瑠
1　決定年月日時　平成28年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月28日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第３４１号
熊本市東区月出８丁目３番３―105号　コーポ村上北105号
債務者　菅原福太郎
1　決定年月日時　平成28年９月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月28日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第７７号
熊本県玉名市立願寺771番地２
債務者　瀬嵜ひろ子
1　決定年月日時　平成28年９月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月28日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２８年（フ）第２４号
熊本県荒尾市原万田509番地
債務者　田添　嘉文
1　決定年月日時　平成28年９月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月28日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２８年（フ）第２５号
熊本県荒尾市原万田509番地
債務者　田添　秀子
1　決定年月日時　平成28年９月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月28日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２８年（フ）第２６号
鹿児島県枕崎市新町136番地
債務者　揚野　志保
1　決定年月日時　平成28年９月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月28日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２８年（フ）第２６４号
沖縄県那覇市宇栄原２丁目８番２号　サンハイツ302
債務者　知念　淳也
1　決定年月日時　平成28年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月28日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２８年（フ）第２６５号
沖縄県那覇市宇栄原２丁目８番２号　サンハイツ302
債務者　知念　千秋
1　決定年月日時　平成28年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月28日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２８年（フ）第１０号
岩手県宮古市山口４丁目４番８―５号　県営住宅、前住所岩手県宮古市宮町２丁目４番７号　大平荘102号室
債務者　永洞真由美
1　決定年月日時　平成28年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月29日まで
盛岡地方裁判所宮古支部

平成２８年（フ）第２４６号
山梨県甲州市塩山下萩原161番地５
債務者　中山　貴彦
1　決定年月日時　平成28年９月29日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月29日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１１０号
三重県桑名市長島町押付538番地30
債務者　鬼頭　久子
1　決定年月日時　平成28年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月29日まで
津地方裁判所四日市支部破産係